第１０４号議案

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

廃棄物処理手数料を改定する必要がある。

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成１１年中野区条例第４９号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中「４６円」を「５３円」に、「８７円」を「１００円」に、「３，２００円」を「３，７００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１の表１の項及び３の項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

３　改正後の別表１の表２の項の規定は、施行日以後に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

４　改正前の別表１の表２の項に規定する廃棄物処理手数料（以下「旧廃棄物処理手数料」という。）に係る有料ごみ処理券は、施行日以後１月間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券の交付を受ける際に旧廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した事業者は、改正後の別表１の表２の項に規定する廃

棄物処理手数料を納付したものとみなす。